

つばさ在宅訪問介護センター運営規程(船橋市第1号訪問事業)

(事業所の目的)

第1条 医療法人社団 白羽会が開設する、つばさ在宅 訪問介護センター(以下「事業所」という。)が行う船橋市第1号訪問介護事業のうち介護予防訪問型サービスの適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 介護予防訪問型サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 つばさ在宅 訪問介護センター
- (2) 所在地 船橋市芝山3-10-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び業務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名(常勤専従)

管理は、事業所の従業員及管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 利用者の数に応じて、1名以上(常勤専従)

サービス提供責任者は、事業所に対する介護予防訪問型サービス利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問型サービス計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 常勤換算方法で2.5人以上

訪問介護員等は、介護予防訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間を午前9時から午後6時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービスの提供は24時間365日行うものとする。

(介護予防訪問型サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護予防訪問型サービスの内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱が定める額によるものとし、当該介護予防訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防訪問型サービスに要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から公共交通機関を利用した実費を徴収する。

なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、

- ① 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル未満 50円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごとに 50円

3 前各項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、介護予防訪問型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 研修の時期

(1) 採用時研修採用後1か月

(2) 継続研修年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、介護予防訪問型サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 白羽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和4年7月1日より事業所住所地変更